



ニッタオンライン
市政報告42

市民の安心な生活へ

「国際平和推進条例」が成立

公明党横浜市会議員団 仁田まさとし

市会第2回定例会が5月16日から6月5日まで開かれました。この中で「横浜市国際平和の推進に関する条例」が可決成立し、6月15日に公布されました。

地域・市民が貢献へ

公明党が議論リード

「Gs」のスローガン実現に向け、地域や市民による貢献が求められていることを示しています。

地域・市民が貢献へ
この条例は、「国際交流、
国際協力、多文化共生等
の国際平和に貢献する取
文では、昭和20年5月29
日付で施行されました。
市長が定める)の8条か
ら構成されています。前
置、委任(必要な事項は

器の脅威 地球規模の飢餓・貧困・環境破壊に触れ、「誰一人取り残されることのない社会」との「SDGs」のスローガン実現

市会第2回定例会が5月16日から6月5日まで開かれました。この中で「横浜市国際平和の推進に関する条例」が可決成立し、6月15日に公布されました。

目的 市の役割、市民の役割、国際交流の推進、国際協力の推進、多文化

田の横浜大空襲を忘れず、行つてきた国際平和推進の様々な取り組みにより、国連から「ピースメッセンジャー」の称号を授与されたこと、さらに、地
域紛争、国際テロ、核兵器

提案ど、公明党市議団が
終始リードしてきました。
今後はこの条例に基づ
き、市と市民とともに国
際平和への貢献を推進す
ることが求められます。

横浜市でも条例の改正となりました。

課税ゼロで中小企業支援

大幅な向上を図る「ものづくり・サービス補助金」、商工会議所と経営計画を作成し販路開拓等を支援

この条例改正により、
中小事業者が取得した先
端設備等の貢加資産の想

する「持続化補助金」などです。措置を受けるに

端設備等の償却資産の課税割合がゼロとされましたが。また、国の補助事業においても、優先採択が受けられます。

は市が先端設備導入計画の認定を受けることが必要です。

政府は、持続的な経済成長のため、5月16日に「生産性向上特別措置法」を成立させました。これにより、設備投資を通じて

・都市整備・道路常任委員会に所属し、特別委員会では減災対策推進特別委員会の副委員長に就任しました。

て生産性の向上を図る中
小事業者等への支援措置
が講じられることになり、

私は今後も国際平和の
推進、中小企業の支援に
全力で取り組みます。